

令和3年度

# 長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

令和3年11月追加!  
予算 1,000万円

## 事業目的

コロナ禍やウッドショックの影響を受けている市内の建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上及び既存住宅の継続的な利用を図るものです。

## 申請方法等

【申請期間】 令和3年12月1日（水）～令和4年2月14日（月） ※郵送当日消印有効

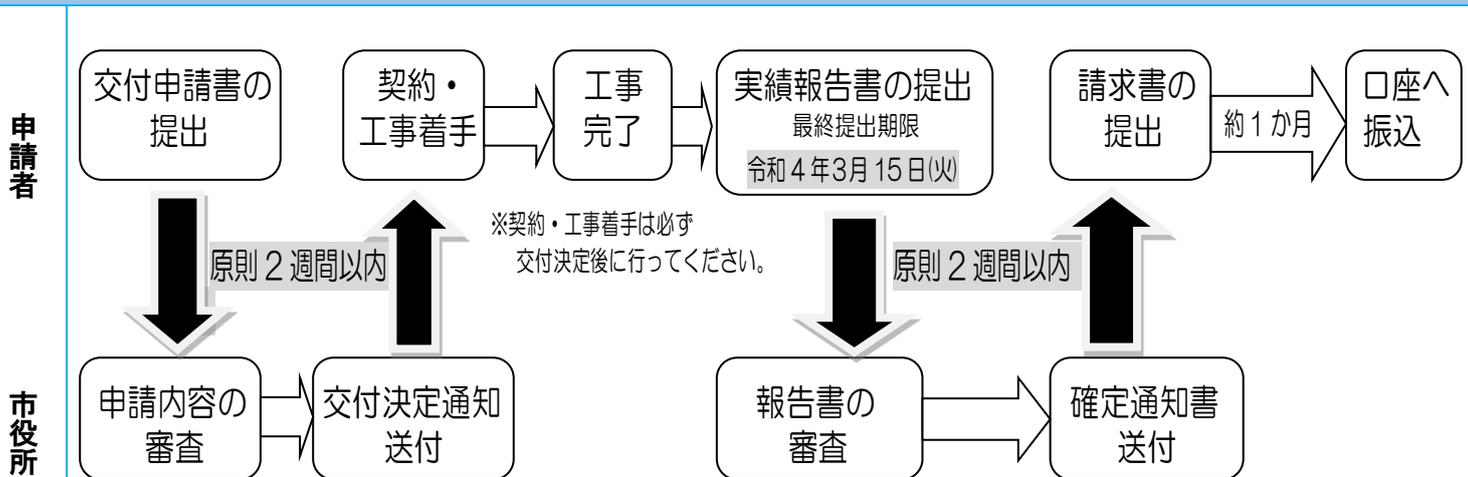
【申請方法】 別紙申請書及び添付書類を下記担当窓口（都市政策課）へ郵送で提出

【予算額】 1,000万円

※先着順で受付、予算が無くなり次第終了。

※予算残額はお問い合わせいただくかホームページで確認してください。

## 手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。

## 担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: [toshisei@city.nagaoka.lg.jp](mailto:toshisei@city.nagaoka.lg.jp)

ホームページ: <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/jyutaku-reform.html>

長岡市のホームページから「リフォーム補助金」で検索！



## 対象要件等

### 1. 補助対象者（申請者）

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住（予定）者

※共有名義の場合は名義人のどちらか一方で申請

### 2. 住宅要件

- ・平成 22 年 12 月 31 日以前に建築された住宅
- ・専用住宅、併用住宅（住居部分が 1/2 以上）、分譲マンションの専有部分
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者本人または配偶者、二親等以内の親族が営業するものであること

### 3. 施工業者の要件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録がある個人事業主

### 4. 対象工事

- ・バリアフリー、安全、省エネ、防災、長寿命化、新しい生活様式に配慮した工事（3～4 ページ参照）

### 5. その他の要件

- ・今回に限り、これまでリフォーム補助金を受給したことがある方も利用可能
- ・申請前に契約、工事を行ったものは対象外
- ・市税の滞納がある人は対象外
- ・同一工事に対して、他の市補助金と重複受給不可
- ・この他長岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱による。

## 補助額

5 万円（上限）

補助対象工事費の 1 / 5

補助対象工事費が 10 万円（税込み）以上からが対象

## 交付申請時に必要な書類

### 1. 交付申請書兼同意書

- ・申請書裏面の承認事項を確認し、氏名欄は自署

### 2. 見積書の写し

- ・宛名は申請者で施工業者の代表者名の記載があるもの
- ・明細に補助対象工事の内容が確認できるもの

### 3. 施工前写真

- ・補助対象とする施工箇所が確認できるもの（4 枚程度）
- ・施工場所、方角等を補記（別紙様式をご利用ください）
- ・申請時点で施工前写真（屋根工事等）を撮ることが困難な場合は実績報告書提出時に提出

### 4. その他

- ＜併用住宅の場合＞
- ア. 住宅各階の平面図
- ＜増改築・間取りの変更工事の場合＞
- イ. 当該工事階の改修前後の平面図
- ＜併用住宅の店舗部分改修の場合＞
- ウ. 事業を営んでいることを証明する書類（青・白色申告書の写し、法人確定申告書の写しなど）
- エ. 申請者と事業を営む者が異なる場合は申請者との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本など）

## 実績報告時に必要な書類

### 1. 実績報告書

- ・氏名欄は自署

### 2. 領収書の写し

- ・施工業者が発行し、業者印が押されたもの
- ・宛名が申請者であるもの（宛名は姓・名ともに記載）

### 3. 施工後写真

- ・補助対象とした施工箇所が確認できるもの（施工前、施工後それぞれが比較できるように撮影したもの）
- ・施工場所、方角等を補記（別紙様式をご利用ください）
- ・申請時点で施工写真を提出していなかった場合は施工前写真

### 4. その他

- ＜交付申請時から工事金額が変更になった場合＞
- ア. 見積書の写し
- ・変更した工事の内容が明細で確認できるもの
- ・作成日の記載があるもの
- ・工事内容が確認できる明細の付いた請求書でも可
- ・値引きによる金額変更のみの場合は不要
- ＜リフォーム後に居住した場合＞
- イ. 住民票
- ・実績報告提出日から 3 か月以内に発行された、転入、転居後の住民票（マイナンバーの記載がないもの）

## 工事を中止した場合

- ・事情によりリフォームを中止した場合は、速やかに中止届を提出してください。様式は長岡市ホームページに掲載されています。

## 補助対象工事例

工事番号	工事内容	仕様等
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のユニットバスの取替え工事も対象</li> <li>ユニットバスの取替え工事に併せて給湯器の取替えが必要になる場合のみ給湯器も対象（給湯器の取替えのみは対象外）</li> </ul>
	その他バリアフリー工事	またぎ高さの低い浴槽、滑りにくい床材への改修、レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等が対象
②便所の改修	洋式便器への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の洋式便器の取替え工事も対象</li> <li>便器の取替えに伴い手洗い器を設置する場合は手洗い器も対象（手洗い器の取替のみは対象外）</li> </ul>
③洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓の洗面台又は水栓への取替え工事が対象
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス台など一部のみの取替え工事は対象外</li> <li>レンジフードの取替えはシステムキッチンの設置と併せて行うもののみ対象</li> </ul>
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター（ビルトインタイプ）への取替え工事	
⑤内装の改修	畳の入替え、表替え工事	
	壁・床・天井の張替え、塗装、建具の入替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「F☆☆☆☆」材等を使用</li> <li>建具の襖や障子の張替えは、内装の改修を実施する箇所に限り対象（但し、襖や障子の張替えの金額は内装の改修の金額を超えないこと）</li> <li>断熱材の入替え、新規設置は床等の張替えと併せて行うものが対象</li> </ul>
	造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事
	廊下の改修	廊下の幅が広がる工事
	階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事
	手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを設置する工事</li> <li>安全柵を設置する工事</li> </ul>
	段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下と居室等、居室間及び玄関の段差を小さくする工事</li> <li>スロープ（固定するもの）の設置も対象</li> <li>段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置工事</li> </ul>
	居室等の増減築、間取りの変更	
電気配線、コンセントの取替工事		
⑥窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え工事	窓の改修箇所に限り、網戸の設置及び改修も対象
	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事	
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え工事	
⑦出入口の改修	引き戸、吊り戸、折り戸、シングルレバー、バー引き手への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存が左記に該当する戸からの改修も対象</li> <li>出入口の改修箇所に限り、網戸の設置及び改修も対象</li> </ul>
	改修後の出入口の幅が大きくなる工事	
	断熱扉への取替え工事	扉の改修箇所に限り、網戸の設置及び改修も対象

工事番号	工事内容	仕様等
⑧屋根、外壁の改修	屋根、外壁の張替え工事 (足場代を含む場合は見積書に明記する)	・遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食、耐震、耐風等の性能のある屋根、外壁材が対象 ・断熱材の入替え、新規設置は屋根、外壁の張替えと併せて行うものが対象
	屋根、外壁の塗替工事	・遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食等の性能のある塗料が対象
	陸屋根防水シートの張替え又は塗装工事	
	不燃材料の軒裏材への張替え工事	
	雨樋の取替え・塗装工事	
	ベランダの床材、手すり、屋根の取替え	
⑨躯体の補強	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施 建物全体の耐震補強工事は当市建築・開発審査課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用すること
	基礎、土台、柱、梁等の補強工事	住宅の構造部分の補強工事が対象
⑩雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事等が対象
	雪囲い・風除室の設置工事	風除室は新規での設置又は全体の取替えのみ対象
	屋根融雪装置の設置工事	
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装工事	実績報告時、写真の他に確認書類（材料・勾配等のわかるもの）の提出を求める場合があります。
	屋根に雪庇や吹溜り等ができないようにする工事	
	屋根からの落雪による危険を防ぐ工事	
⑪給排水設備等の改修	給排水・ガス管等の改修	
	下水道への接続工事	
⑫新しい生活様式に対応する改修 * 右記以外の工事は都市政策課へお問い合わせください。	住宅内にウイルスを持ち込まないための工事	・宅配ボックス ・モニター付きインターホン ・タッチレスドア、水栓の設置、改修 ・玄関脇に手洗い器の設置
	住宅内の感染拡大防止のための工事	・通風式玄関ドア（網戸付き玄関ドア等）の設置 ・換気設備の設置 ・機能性壁紙（抗ウイルス対応の壁紙等）の張替え ・室内に洗面所とトイレの設置
	テレワーク又はリモート授業に対応する工事	・テレワーク等のための造り付け家具（机、本棚等）の設置 ・防音に配慮する工事（間仕切り、断熱材を入れ且つ窓2重サッシ）

### 補助対象とならない工事例

- ・カーテン、ブラインド等の設置のみのもの
- ・家具・家電製品等の購入や設置
- ・外構工事、壁面の緑化工事等

- ・シロアリ駆除
- ・車庫・物置・カーポート、ウッドデッキの設置、改修工事
- ・非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事